

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	合資会社おおた	石岡市谷向町16番18号	714

2. 指名停止措置期間

令和6年12月16日 から 令和7年2月15日 2箇月間

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する物品役務・役務の提供等

4. 事実概要

石岡市発注の「令和6年度 市内遺跡調査報告書印刷製本業務」一般競争入札で落札者となったが、落札後、仕様書に定める印刷刷り出しの立ち合いが不可能であることを理由に契約締結を辞退した。

5. 指名停止理由

落札者決定後に契約を辞退することは、「石岡市建設工事等請負業者 指名停止等措置要綱」別表第2 第15号(3)に該当する。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2 (抜粋)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1)(2) 略 (3) その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと市長が認めたとき。	<u>当該認定をした日から</u> <u>1月以上12月以内</u>